

## 平成 2 1 年度福島県登録販売者試験要項

### 1 試験日時

平成 2 1 年 8 月 2 5 日（火） 1 0 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

### 2 試験場所

ビッグパレットふくしま（福島県産業交流館）1 階 多目的展示ホール  
（郡山市安積町日出山字北千保 1 9 番地の 8 ）

### 3 試験項目、問題数及び配分時間

試験項目	問題数	配分時間
医薬品に共通する特性と基本的な知識	2 0 問	4 0 分
人体の働きと医薬品	2 0 問	4 0 分
主な医薬品とその作用	4 0 問	8 0 分
薬事に関する法規と制度	2 0 問	4 0 分
医薬品の適正使用と安全対策	2 0 問	4 0 分
合 計	1 2 0 問	2 4 0 分

10:30 ~ 12:30 「医薬品に共通する特性と基本的な知識」、「主な医薬品とその作用」

14:00 ~ 16:00 「人体の働きと医薬品」、「薬事に関する法規と制度」、「医薬品の適正使用と安全対策」

### 4 試験方法

マークシート方式

### 5 受験手数料

(1) 1 7 , 6 0 0 円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書に貼付し、消印しないで納付すること。

なお、福島県収入証紙の購入が困難な場合は、郵便為替の同封に代えることが出来る。

(2) 受験手数料は、受験に関する書類を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

### 6 受験資格及び提出書類

受験資格は次の各号に掲げるものとし、試験を受けようとする者は、受験申請書（第 1 3 号様式）に写真（縦 8 cm × 横 6 cm 申請日前 6 月以内に脱帽

して正面から撮影した上半身像のもの)を貼付し、各受験資格ごとにそれぞれ必要な書類を添えて提出するものとする。

高校卒業程度の学歴を有し、薬局、医薬品一般販売業(卸売販売業を除く)、薬種商販売業、配置販売業で一般用医薬品販売の実務に継続して<sup>1</sup>1年以上従事した実務経験<sup>2</sup>を有する者

卒業証明書又は卒業証書の写し<sup>3</sup>

実務経験(見込)証明書(様式1・2<sup>4</sup>関係)

薬局、医薬品一般販売業(卸売販売業を除く)、薬種商販売業、配置販売業で一般用医薬品販売の実務に継続して<sup>1</sup>4年以上従事した実務経験<sup>2</sup>を有する者

実務経験(見込)証明書(様式1・2<sup>4</sup>関係)

薬学部等の卒業者

卒業証明書又は卒業証書の写し<sup>3</sup>

#### 【注意】

- 1 継続した1年又は4年以上の実務経験とは、同一営業者の店舗での経験に限る。なお、実務経験の期間は、各月ごとに80時間以上の勤務時間を必要とする。
- 2 実務経験の内容は、次の～の全てを行った場合に限る。
  - 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行った。
  - 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行った。
  - 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行った。
  - 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行った。
  - 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行った。
  - 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行った。
- 3 卒業証明書又は卒業証書の写しについて、卒業証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、その変遷の状況が明らかになる戸籍謄本等の証明書を添付すること。
- 4 実務経験(見込)証明書について
  - ・新法施行日以前(～平成21年5月31日)の実務経験の期間については、様式1により、それぞれ実務に従事した薬局開設者、一般販売業者、薬種商又は配置販売業者の証明を必要とすること。
  - ・新法施行日以後(平成21年6月1日～)の実務経験の期間については、様式2により、それぞれ実務に従事した薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者及び薬局の管理者、店舗管理者又は区域管

理者の証明を必要とすること。

## 7 受験受付等

- (1) 受付期間 平成21年6月1日(月)から6月30日(火)まで  
なお、郵送による場合は書留とし、受付期間終了日の消印まで有効とする。
- (2) 提出先 県内居住者は受験申請書を最寄りの保健所に、県外居住者は福島県保健福祉部薬務課(以下「薬務課」という。)に提出すること。

試験日の1週間前になっても受験票が届かない場合は、薬務課に問い合わせること。

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部薬務課

電話 024(521)7233

## 8 合格基準

原則として、総得点の7割程度であって、かつ、各項目の得点が4割以上

## 9 合格発表

試験の合格発表は、原則、平成21年9月25日(金)とする。

福島県庁前掲示板、薬務課ホームページ及び県内各保健所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格通知書(第14号様式)を本人あて送付する。

ただし、合格通知書の氏名の表記はJIS第一水準の文字に書き換える場合がある。

なお、不合格者には通知しない。

## 10 試験結果の開示(口頭による開示請求)

個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)第17条第1項の規定により、受験者本人からの口頭による開示請求をすることができる。

口頭による開示を請求する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参し、下表により午前9時から午後5時までの間に開示場所に直接請求すること。

ただし、土曜・日曜・国民の祝祭日は行わない。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 受 付 期 間	開 示 場 所
受 験 者 本 人	個人の総得点及び 項目別得点	合格発表の日から 1 ヶ 月 間	福島県庁西庁舎7階 薬務課内

## 11 その他

受験申請書及び試験要項その他の関係書類は、最寄りの保健所又は薬務課で交付する。

また、郵送を希望する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封の上、「福島県保健福祉部薬務課」に請求すること（請求者の電話番号を明記すること）。

なお、合格発表前は、試験問題や合否についての問い合わせには応じない。